特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人市・府民税賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
松原市は、個人市・府民税賦課事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
松原市長

公表日
令和5年6月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市・府民税賦課事務
②事務の概要	松原市では、地方税法、その他関係法令及び条例等に基づき、原則として1月1日現在で松原市に居住している方に対して、確定申告書等の資料から個人住民税額を計算し、賦課する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の府民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。 （賦課準備） ・賦課期日（1月1日）時点の住民を把握する。 （申告等受付） ・住民税申告の受付を行う。 ・確定申告書や給与支払報告者・公的年金支払報告者等を収受する。 （課税） ・受付した課税資料の一部を委託業者に提供し、データ化する。 ・賦課に必要な住所情報や生活保護情報等を取得する。 ・各種課税情報をシステムに取り込み課税内容の精査を行う。 ・精査後、課税情報を個人で名寄せし、税額を算出する。 （賦課決定） ・特別徴収の場合、事業所等に税額決定及び納付に関する通知を行う。 ・普通徴収の場合、納税者個人に税額決定及び納付に関する通知を行う。 ・納税義務者から修正申告等がなされた場合は課税内容を変更し、更正通知を行う。 （減免決定） ・松原市市税減免要綱に基づき、納税義務者から申請があった場合は減免の適否を決定し、通知を行う。 （調査） ・未申告者等の各種調査を行い、申告内容等に変更があった場合は課税内容を変更し、更正し、通知を行う。 （証明発行） ・課税内容に基づき、申請に応じて課税所得証明書及び非課税所得証明書を交付する。
③システムの名称	1. 住民情報系システム 　個人住民税 2. 団体内統合宛名システム 3. eLTAXシステム 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 当初資料ファイル　2. 障害者ファイル　3. 生活保護ファイル　4. 年金特徴ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 〔平成25年5月31日号外法律第27号〕 ・番号法　第9条（利用範囲）別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） 〔平成26年内閣府・総務省令第5号〕 ・別表第一省令　第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　課税課
②所属長の役職名	課税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　総務部　課税課、総務部　総務課 電話番号　072-334-1550（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　総務部　課税課 電話番号　072-334-1550（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長　下岸　正典	課税課長　辻田　成昭	事後	
令和1年5月7日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課税課長　辻田　成昭	課税課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅳ　リスク対策		項目の追加	事後	
令和2年2月10日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. eLTAXシステム 4. 中間サーバー	1. 住民情報系システム 個人住民税 2. 団体内統合宛名システム 3. eLTAXシステム 4. 中間サーバー	事後	
令和2年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和1年12月31日時点	事後	
令和3年3月19日	Ⅰ関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	1. 当初資料ファイル　2. 障害者ファイル　3. 生活保護ファイル　4. 年金特徴ファイル	事前	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事後	
令和3年3月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日時点	令和2年12月31日時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ　関連情報 7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 総務部　課税課、総務部　政策法務課 電話番号　072-334-1550（代表）	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　総務部　課税課、総務部　総務課 電話番号　072-334-1550（代表）	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事前	
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日時点	令和3年12月31日時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 　いつ時点の計数か 2．取扱者数 　いつ時点の計数か	令和3年12月31日時点	令和4年12月31日時点	事後	